平成２３年（フ）第１０８号
新潟県新発田市下中389番地６
債務者　椿　　貴久
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１５号
新潟県村上市坂町3343番地29
債務者　髙橋　定雄
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５９号
和歌山県岩出市西国分787番地の２　501号
債務者　平岡美和子（旧姓市橋）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３２５号
和歌山県有田郡広川町大字広257番地１
債務者　森　　恵美（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９号
和歌山県橋本市中道28番地
債務者　松山恵津子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３８８号
和歌山県岩出市南大池207番地の５
債務者　藤永　幸紀
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１４号
和歌山県橋本市岸上144番地の１
債務者　古屋　奈緒（旧姓富松）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１７号
和歌山市紀三井寺198番地の33
債務者　寺原つぼみ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２５号
和歌山市狐島335番地の３
債務者　島　　英雄
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２６号
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山686番地
債務者　山本　澄晴
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２９号
和歌山市園部1504番地の１　ビューラー広崎210号
債務者　吉川　治平
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４３０号
和歌山市園部1504番地の１　ビューラー広崎210号
債務者　吉川三枝子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４３６号
和歌山市向191番地　向団地５棟３階125号
債務者　山口冨美子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２７８号
香川県高松市中山町784番地６
債務者　中野久美子（旧姓十川）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９４号
香川県高松市中山町784番地６
債務者　中野　優子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０９号
香川県さぬき市津田町鶴羽1275番地４
債務者　吉岡　俊治
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６１号
沖縄県南城市知念字志喜屋287番地
債務者　親川　夏樹
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３８号
北海道苫小牧市字錦岡491番地の93
債務者　工藤　明美（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部